２　前項の場合において、主たる所管庁が申請書等を受け取ったときは、当該申請書等は、その受け取った日において法務大臣又は受任地方委員会に提出されたものとみなす。

（公益事業及び収益事業）

第七条　［略］

２　法第六条第一項に規定する法務省令で定める公益事業は、次の各号に定める事業とする。

［一・二　略］

三　法第二条第二項各号に掲げる者の改善更生を助けるために、その者に対し、無料又は低額な料金で宿泊場所を供与する事業（宿泊型保護事業として行うものを除く。）

四　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百六条の二第一項又は少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四十五条第一項の規定により外出又は外泊をする者に対し、釈放後又は出院後の社会生活に係る相談に応じ、必要な助言その他の援助を行い、若しくは宿泊場所を供与し、又はその両方を行う事業

（設立の認可申請）

第八条　［略］

２　前項の申請書には、その設立しようとする更生保護法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　役員及び評議員の就任承諾書

［八～十　略］

３　［略］

（定款の変更の届出）

第十二条　法第二十七条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十一条第一項第三号に掲げる事項（変更前の定款に宿泊型保護事業を行う旨の記載がある場合において、新たに通所・訪問型保護事業を行う旨の記載を追加するときに限る。）

４　第一項の場合において、主たる所管庁が申請書等を受け取ったときは、当該申請書等は、その受け取った日において法務大臣又は受任地方委員会に提出されたものとみなす。

（公益事業及び収益事業）

第七条　［同上］

２　法第六条第一項に規定する法務省令で定める公益事業は、次の各号に定める事業とする。

［一・二　同上］

三　法第二条第二項各号に掲げる者の改善更生を助けるために、その者に対し、無料又は低額な料金で宿泊場所を供与する事業（継続保護事業として行うものを除く。）［号を加える。］

（設立の認可申請）

第八条　［同上］

２　前項の申請書には、その設立しようとする更生保護法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～六　同上］

七　役員の就任承諾書及び履歴書並びに評議員の就任承諾書

［八～十　同上］

３　［同上］

（定款の変更の届出）

第十二条　法第二十七条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十一条第一項第三号に掲げる事項（変更前の定款に継続保護事業を行う旨の記載がある場合において、新たに一時保護事業を行う旨の記載を追加するときに限る。）

［二～四　略］

２　［略］

（宿泊型保護事業の認可申請）

第二十二条　［略］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　宿泊型保護事業の用に供する財産の様式第二号による財産目録及びその財産の権利の帰属を証する書類

二　宿泊型保護事業に係るその開始当初の会計年度及び翌会計年度の様式第三号による事業計画書及び収支予算書

三　宿泊型保護事業を営むことについての意思の決定を証する議事録の謄本その他の書類

四　宿泊型保護事業に従事する職員の様式第四号による名簿

［五～七　略］

３　［略］

（処遇の基準等）

第二十三条　法第四十六条第一項第二号の更生保護施設の規模及び構造の基準、同項第三号の幹部職員の資格又は経験並びに法第四十九条の二第四号の更生保護施設における処遇の基準は、別に法務省令で定める。

（認可に係る事項等の変更の届出）

第二十五条　法第四十七条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　法第四十五条第七号に掲げる事項（宿泊型保護事業の用に供する資産の単純な増加の場合に限る。）

２　［略］

（宿泊型保護事業の廃止の時期の承認申請）

第二十七条　［略］

２　［略］

［二～四　同上］

２　［同上］

（継続保護事業の認可申請）

第二十二条　［同上］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　継続保護事業の用に供する財産の様式第二号による財産目録及びその財産の権利の帰属を証する書類

二　継続保護事業に係るその開始当初の会計年度及び翌会計年度の様式第三号による事業計画書及び収支予算書

三　継続保護事業を営むことについての意思の決定を証する議事録の謄本その他の書類

四　継続保護事業に従事する職員の様式第四号による名簿

［五～七　同上］

３　［同上］

（処遇の基準等）

第二十三条　法第四十六条第一項第二号の更生保護施設の規模及び構造の基準、同項第三号の幹部職員の資格又は経験並びに第四十九条の二第四号の更生保護施設における処遇の基準は、別に法務省令で定める。

（認可に係る事項等の変更の届出）

第二十五条　法第四十七条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［同上］

二　法第四十五条第七号に掲げる事項（継続保護事業の用に供する資産の単純な増加の場合に限る。）

２　［同上］

（継続保護事業の廃止の時期の承認申請）

第二十七条　［同上］

２　［同上］